概算前払額減額調整猶予申請書

診療報酬等の概算前払額に係る減額調整猶予について、「調整方法に関する同意」の内容に同意の上、申請します。

(<u>締切:令和</u> :	<u>2年7月1日必着</u>)				申込日	令和		年	月	日
都道					((都道府!	県コー	-ド:)	
医科・歯科・調剤・訪問看護		※該当箇所をOで囲んでください。 ※併設する保険医療機関等については、それぞれ申請が必要となります。								
		1.	医科	3.	歯科	4.	調剤	6.	訪問看	護
保険医療機関 看護ステーションコ										
保険医療機関・保険薬局・訪問 看 護 ス テ - ション名 称			·	·	·		·	·	·	
電 話 番 号										
担当	部 署 名	※部署が	ない場合に	は「なし	」と記入	してくだ	さい。			
	担当者氏名									
融資申請中 の金融機関	金融機関名称						合には、2 !入してく <i>†</i> :		条の金融機関	関は、下
	金融機関コード									
その他資金繰り対策の状況 ^(任意)										
調整期間		調整開始	月		調整終了	月をOで	囲んでくた	ごさい 。		
		8月か	6	8月	9,5] 10	月 11	月	12月	まで
調整	注1 調整期間は令和2年8月から令和2年12月における診療報酬等の支払月 (最大5か月)とします。 注2 調整期間における分割金額は、調整額総額を分割月数で除し、1円未満の端 数は分割調整の最終月に調整します。 注3 調整方法に関する希望に変更が生じた場合は、支払基金と国民健康保険団 体連合会のそれぞれに、連絡をお願いします。									
調整方法に関する同意		金融機関等から調整所要額の融資が実行された場合には、残りの分割 期間の月数によらず、一括で診療報酬等からの減額調整又は振込によ り調整します。								
		上記内	容に同	意しま	च [←			場合は申請 ができませ	
注(国民健康保険団体連合会/社会保険診療報酬支払基金)による診療報酬等の概算前払額に係る減										

注 (国民健康保険団体連合会/社会保険診療報酬支払基金)による診療報酬等の概算前払額に係る減額調整猶予を希望される場合は、別途(国民健康保険団体連合会/社会保険診療報酬支払基金)にも申請が必要となります。

● 申請によって得た個人情報は、概算前払及びそれに付随する減額調整業務以外の目的には使用いたしません。